

附属書[8] 調速機及び過速度防止装置

1 調速機

- (1) 主機として用いる内燃機関に備え付ける調速機は、内燃機関の回転数が連続最大回転数の120%を超えないよう調整されたものであること。
- (2) 主機として用いる蒸気タービンに備え付ける調速機は、急激な負荷の変動に対し、過速度防止装置が作動することなく回転数を制御できるものであること。
- (3) 主機として用いるガスタービンについては、制御用調速機の代りに過速度調速機としても差し支えない。
- (4) ガスタービンには2の過速度防止装置とは独立した機能を有する調速機を備え付けるなければならない。当該調速機は、タービンの負荷が除去されたときに過速度防止装置が作動することなく、速度を制御できるものでなければならない。
- (5) 発電機を駆動する機関には、次に掲げる性能を有する調速機を備えなければならない。
 - (i) 調速特性
 - (イ) 主発電機用原動機の調速特性は、次によらなければならない。
 - 1) 原則として発電機の定格負荷を急激に遮断したとき、瞬時速度変動が定格速度の10%以下であること。
 - 2) 原則として発電機の定格負荷の50%を急激に加え、速度が整定した後残りの50%をさらに急激に加えたとき、瞬時速度変動が定格速度の10%以下であること。また、最終整定速度の1%以内に回復するまでの時間が5秒を超えないこと。
 - 3) 無負荷から定格負荷までのすべての負荷において、整定速度変動は定格速度の±5%以内であること。
 - (ロ) 非常発電機を駆動する原動機の調速特性は、次によらなければならない。
 - 1) 非常時に給電される負荷の合計に相当する負荷を急激に加えた場合及び遮断した場合、それぞれ(イ)1)及び2)に規定する速度変動を超えないこと。
 - 2) 無負荷から非常時に給電される負荷の合計に相当する負荷までの負荷において(イ)3)に規定する整定速度変動を超えないこと。
- (6) 電気推進装置を有する船舶の推進用発電機を駆動する内燃機関に備え付ける調速機は、プロペラの回転数を内燃機関の回転数の調整によって制御する場合、必要な回転数の範囲において微細な調整ができるものであること。

2 過速度防止装置

- (1) 主機として用いる内燃機関に備え付ける過速度防止装置及びその駆動機構は、1(1)の調速機とは独立したものであり、かつ、回転数が連続最大回転数の125%を超えないよう調整されたものであること。
- (2) 発電機を駆動する内燃機関に備え付ける過速度防止装置及びその駆動機構は、1(4)の調速機とは独立したものであり、かつ、回転数が連続最大回転数の115%を超えないよう調整されたものであること。
- (3) 蒸気タービンに備え付ける過速度防止装置は、回転数が連続最大回転数の115%を超えないよう調整されたものであること。ただし、2以上の主歯車により駆動される蒸気タービンについては、いずれか1の過速度防止装置にとどめて差し支えない。
- (4) ガスタービンに備え付ける過速度防止装置は、回転数が連続最大回転数の115%を超えないよう調整されたものであること。